

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月16日
【会社名】	ジオスター株式会社
【英訳名】	GEOSTR Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 喜代司
【本店の所在の場所】	東京都文京区西片一丁目17番8号
【電話番号】	03(5844)1200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 石川 純
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区西片一丁目17番8号
【電話番号】	03(5844)1200(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 石川 純
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ジオスター株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区淡路町四丁目3番10号) ジオスター株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦二丁目15番22号) ジオスター株式会社 九州支店 (福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目19番5号)

(注) 上記の名古屋支店、九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

当社は、平成23年5月16日開催の取締役会において、当社を存続会社、東京エコ建鉄株式会社（以下、「東京エコ建鉄」といいます）を消滅会社とし、平成23年10月1日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」といいます）に関する合併契約の締結を決議するとともに、同日付で、東京エコ建鉄との間で本合併に関する合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第7号の3の規定に基づき本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	東京エコ建鉄株式会社
本店の所在地	千葉県千葉市稲毛区長沼町135番地
代表者の氏名	代表取締役社長 迫 剛
資本金の額	200百万円（平成23年3月31日現在）
純資産の額（連結）	1,668百万円（平成23年3月31日現在）
（単体）	1,455百万円（平成23年3月31日現在）
総資産の額（連結）	9,783百万円（平成23年3月31日現在）
（単体）	9,447百万円（平成23年3月31日現在）
事業の内容	建設用金属製品の製造販売

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

（単位：百万円）

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	7,713	5,959	7,326
営業利益	163	110	123
経常利益	195	90	111
当期純利益	346	4	50

（単体）

（単位：百万円）

決算期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高	7,182	5,506	6,971
営業利益	110	96	83
経常利益	139	73	65
当期純利益又は当期純損失（△）	331	△7	24

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
新日本製鐵(株)	50.0
豊田通商(株)	30.0
日鐵住金建材(株)	10.0
田中三藏	10.0

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	新日本製鐵(株)は、ジオスターの発行済株式総数の24.78% (4,443千株)の株式を、東京エコン建鉄の発行済株式総数の50.00% (200千株)の株式をそれぞれ保有しております。なお、新日本製鐵(株)は、ジオスターのその他の関係会社に、東京エコン建鉄の親会社にそれぞれ該当します。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	一部NMセグメント等の取引があります。

(2) 本合併の目的

① 本合併の背景及び目的

当社は、公共投資を主体とする土木工事に使用されるコンクリート二次製品の分野、特に、シールドトンネル工事において用いられる、トンネルを構築する壁面構成部材である「セグメント」の製造販売の分野で豊富な実績を有し、社会資本充実に貢献して参りました。

しかしながら、シールドトンネル工事は、大きなウエイトを占めていた上下水道用トンネルがすでに全国的に広く普及してしまっただけでなく、その発注量は長く減少の一途を辿って参りました。このため事業環境は年々厳しさを増しており、当社はこうした極めて厳しい環境下でのサバイバル競争に勝ち残るため、市場環境変化に対応した事業基盤強化、製販一体となった収益改善等の徹底した体質改善を積み重ね、事業規模が大きく縮小する中、単独ベースで27年間連続して経常黒字を達成して参りました。

今後、公共工事の漸減傾向は強まりこそすれ弱まることは到底いえないことに鑑みれば、その市場の縮小傾向は今後も変わることなく続くと思われ、当社として、こうした市場環境の中で生き残りを図り、今後予想される事業環境の変化に的確に対応しつつ、お客様からの期待と株主の皆様の付託に応え続けて企業価値を高めるためには、これまでの経営努力以上の抜本的な新たな取り組みが必要であるとの認識に至り、東京エコン建鉄と合併することといたしました。

東京エコン建鉄は、鋼製セグメントの製造販売及び合成セグメント等についての新日本製鐵株式会社の委託を受けた受託製造を行っておりますが、当社は同社と合併することにより、シールドトンネルに必要なあらゆる種類のセグメントを製造できる体制を整えることとなります。

また、東京エコン建鉄が受託製造した合成セグメント等を販売している新日本製鐵株式会社は、本合併により効力発生日をもって当社の親会社となる見通しですが、本合併後、当社は新日本製鐵株式会社との間で販売事業に係わる連携を強化し、お客様に対し、各々のセグメントの特性を生かした幅広いご提案を行うことを予定しております。

② 基本理念と本合併による効果

1) 基本理念

- a. 業界トップクラスのセグメントメーカーとしての地位確立
- b. お客様のニーズに応えるための対応力の強化
- c. 株主、お取引先など当社を支える皆様方からの高い評価の獲得
- d. 従業員にとって魅力に富み働きがいのある職場環境の創造
- e. それを可能にする収益力の確保、財務基盤の確立
などを目指して参ります。

2) 本合併による効果

a. 営業基盤の強化

新日本製鐵株式会社と緊密に連携し、セグメントメーカーとして永年に亘り築いてきたお客様・お取引先との信頼関係を背景とする確固たる営業基盤を更に強化し、海外市場へのチャレンジ等により事業規模の拡大を目指します。

b. 経営の効率化

最適生産体制の確立による生産・物流コストの低減及び要員効率化、管理コストの削減による収益力の強化を図ります。

c. 経営資源の有効活用

本合併により双方の人材を今まで以上に活用し、総合的な顧客満足度の向上を図ります。特に技術開発分野においては、効力発生日をもって当社の親会社となる見通しの新日本製鐵株式会社との連携の下、お客様のニーズに的確、迅速にお応えするため、各種セグメントの新製品・一貫製造技術の開発体制を強化します。

d. 財務基盤の強化による信用力の活用

事業規模拡大と収益力向上による財務基盤の強化とそこから生まれる更なる信用力を背景として、企業価値の最大化に尽力します。

(3) 本合併の方法及び合併契約の内容等

① 本合併の方法

当社を吸収合併存続会社、東京エコン建鉄を吸収合併消滅会社とする吸収合併方式によります。

② 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

東京エコン建鉄の普通株式1株に対して、当社の普通株式34株を割当て交付いたします。なお、上記の比率は算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、当社と東京エコン建鉄との協議により変更することがあります。

③ その他の合併契約の内容

末尾の「合併契約書（写）」のとおりです。

(4) 本合併に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎

本合併の合併比率については、その公平性を担保し妥当性を期すための手続きの一環として、独立した第三者算定機関として株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」といいます）を選定し、合併比率の算定を依頼いたしました。

三井住友銀行は、上場会社である当社の株式について、市場株価平均法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます）を用いて算定し、東京エコン建鉄については同社が非上場会社であり、市場株価が存在しないため、類似会社比準法及びDCF法を用いて算定を行いました。

当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の各手法の算定レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	東京エコン建鉄	
市場株価平均法	類似会社比準法	24.4～39.1
DCF法		19.5～54.7

なお、市場株価平均法では、当社の普通株式は東京証券取引所第二部に上場しており、市場株価が存在することから、平成23年5月9日を算定基準日として、算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間の各期間における終値平均株価を採用しております。

なお、三井住友銀行は、本合併比率の算定に際して、当社及び東京エコン建鉄から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及び東京エコン建鉄とそれらの関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三井住友銀行の本合併比率の算定は、平成23年5月9日現在までに入手した情報と経済条件を反映したものであり、また、三井住友銀行に提供された当社及び東京エコン建鉄の財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、三井住友銀行が提出した合併比率の算定結果は、本合併の公正性について何ら意見を表明するものではありません。

DCF法による算定の基礎として東京エコン建鉄が三井住友銀行に提出した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、平成24年3月期に業績向上が期待できると考えたからです。なお、DCF法による算定の基礎として当社が三井住友銀行に提出した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度はありません。

② 算定の経緯

上記記載の通り当社は三井住友銀行に本合併比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で本合併比率について慎重に協議を重ねた結果、平成23年5月16日付にて、最終的に上記2(3)の合併比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

③ 算定機関との関係

三井住友銀行は当社及び東京エコン建鉄の関連当事者には該当いたしません。なお、当社は算定機関である三井住友銀行から融資を受けております。

- (5) 本合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

	吸収合併存続会社
(1) 商号	ジオスター株式会社
(2) 本店所在地	東京都文京区西片一丁目17番8号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 篠原 喜代司
(4) 資本金の額	3,352百万円
(5) 純資産の額	(単体) 現時点では確定していません。 (連結) 現時点では確定していません。
(6) 総資産の額	(単体) 現時点では確定していません。 (連結) 現時点では確定していません。
(7) 事業の内容	土木及び建築用コンクリート製品・金属製品の製造販売

以上

合併契約書（写）

ジオスター株式会社（以下、「甲」という）と東京エコン建鉄株式会社（以下、「乙」という）は、需要家のニーズに応えるための対応力の強化を図り、業界トップクラスのセグメントメーカーに発展することを狙いとして、両社対等の精神のもと、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第一条（合併の形式）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という）を行うものとする。甲は本合併により乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

第二条（商号及び住所）

1. 本合併における、吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：ジオスター株式会社

住所：東京都文京区西片一丁目17番8号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：東京エコン建鉄株式会社

住所：千葉県千葉市稲毛区長沼町135番地

2. 本合併に際し、吸収合併存続会社の商号及び住所は変更しない。

第三条（交付株式数等）

1. 甲は、本合併に際し、効力発生日（第六条に規定する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲及び乙並びに本合併に際して会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主を除く。以下、「本割当対象株主」という）に対して、その所有する乙の普通株式の合計数に34を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際し、本割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式34株の割合をもって、甲の普通株式をそれぞれ割り当てる。

第四条（資本金の額等）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。ただし、甲及び乙は、効力発生日に至るまでの間における事情の変更を考慮して、協議し合意の上、これを変更することが出来る。

第五条（合併承認総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認に係る決議を求めるものとする。

第六条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日は平成23年10月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の理由がある場合、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することが出来る。

第七条（財産の引継）

乙は、効力発生日においてその一切の資産、負債及び権利義務を甲に引き継ぐ。

第八条（善管注意義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務執行及び財産管理をするものとし、重要な資産の処分又は債務若しくは責任の負担、その他事業に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲及び乙は協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 前項の規定に拘わらず、甲及び乙は、会社法その他の関係法令及びそれぞれがあらかじめ定める内規に従って、退職する取締役又は監査役に対する退職慰労金を支払うことが出来る。
3. 第1項の規定に拘わらず、甲は、効力発生日までの間に総額54百万円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることが出来る。
4. 第1項の規定に拘わらず、乙は、効力発生日までの間に総額8百万円を上限とする金銭による剰余金の配当をすることが出来る。

第九条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、労働条件等の詳細については、甲及び乙は効力発生日までに協議し合意の上、これを定めるものとする。

第十条（契約条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、(1)甲及び乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、(2)公正取引委員会から本合併の実行につき承認等が得られなかった場合若しくは本合併の実行に重大な支障となる条件付与があった場合、(3)本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは事由が生じた場合、又は(4)その他の事情により本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することが出来る。

第十一条（本契約の効力）

本契約は、第五条に定める甲又は乙の株主総会において本契約及び本合併に必要な事項に関する承認に係る決議が得られなかった場合、前条に従い本契約が解除された場合又は本契約の履行に必要な関係官庁（公正取引委員会を含む）の承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第十二条（本契約規定以外の事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲及び乙が協議し合意の上、これを決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書二通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各一通を保有する。

平成23年5月16日

甲 東京都文京区西片一丁目17番8号
ジオスター株式会社
代表取締役社長 篠原 喜代司

乙 千葉県千葉市稲毛区長沼町135番地
東京エコン建鉄株式会社
代表取締役社長 迫 剛